

毎週火、金曜日発行（但休日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 争議行為を行なう旨の通知
土地改良区の解散の認可
計量器の定期検査の実施

告示

鳥取県告示第二百四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七條第一項の規定に基づき、因伯通運労働組合執行委員長 尾崎十一から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十條の四第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年四月三日

鳥取県知事 石 破 二期

鳥取県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七條第二項の規定に基づき、別府土地改良区、国中村東部土地改良区、中私都村篠波土地改良区、国英村山手土地改良区、散岐村小倉土地改良区、下モ原井手土地改良区、船岡町馬場井手土地改良区、河原町長瀬土地改良区、山ノ上土地改良区、西郷村弓河内土地改良区及び下段土地改良区から申請のあつた解散について、昭和三十九年三月三十一日認可したので、同法同条第三項の規

一 事件 因伯通運労働組合組合員にたいする昭和三十九年三月以降賃金の要求貫徹

二 日時 昭和三十九年四月七日午前零時以降本問題の解決にいたるまで

三 場所 因伯通運労働組合に所属する組合員の従事する全職場

四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を単独又は併用して実施する。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七條第二項の規定に基づき、別府土地改良区、国中村東部土地改良区、中私都村篠波土地改良区、国英村山手土地改良区、散岐村小倉土地改良区、下モ原井手土地改良区、船岡町馬場井手土地改良区、河原町長瀬土地改良区、山ノ上土地改良区、西郷村弓河内土地改良区及び下段土地改良区から申請のあつた解散について、昭和三十九年三月三十一日認可したので、同法同条第三項の規

定により告示する。
 昭和三十九年四月三日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 鳥取県告示第二百六号
 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の

規定に基づき、米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条第一項の規定により告示する。
 昭和三十九年四月三日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日 時	検査区域	検査場所
五月 六日 午前十時から午後三時まで	米子市	米子市役所 住吉連絡所
〃 七日 〃	〃	加茂 〃
〃 八日 午前十時から正午まで	〃	福米 〃
〃 十一日 午後一時から三時まで	〃	福生 〃
〃 十二日 午後一時から三時まで	〃	車尾 〃
〃 十二日 午前十時から正午まで	〃	巖 公民館
〃 十三日 午後一時から三時まで	〃	米子市役所 春日出張所
〃 十三日 午前十時から正午まで	〃	五千石 〃
〃 午後一時から三時まで	〃	尚徳 〃
		成美 〃

〃 十四日 午前十時から午後三時まで	彦名公民館
〃 十五日 〃	米子市役所 崎津出張所
〃 十八日 〃	大篠津公民館
〃 十九日 〃	和田 〃
〃 二十日 〃	米子市役所 富益出張所
〃 二十一日 〃	夜見 〃